

## 後期高齢者医療制度

# 通知書送付や保険証・認定証の更新など

☎保険年金課 ☎70・5617

### 保険料額決定通知書・納入通知書を送付

7月中旬、後期高齢者医療制度の加入者全員に、令和2年度の保険料額決定通知書と納入通知書を送付します。

保険料額は、前年(平成31年1月～令和元年12月)の所得額に応じて、県後期高齢者医療広域連合が決定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

計算は被保険者個人単位で行います。表1のとおり、均等割額は4万3800円、所得割率は8.74%、限度額は64万円となっています。

保険料の納付方法は、特別徴収(年金からの差し引き)が原則ですが、次に該当する方は普通徴収(納入通知書か口座振替による納付方法)となります。

〈表1〉 保険料率

項目	期間		(A) - (B)
	令和2～3年度(A)	平成30～31年度(B)	
均等割額(年額)	4万3800円	4万1600円	2200円
所得割率	8.74%	8.25%	0.49%
限度額(年額)	64万円	62万円	2万円

〈表2〉 均等割額の軽減の見直しについて

世帯の総所得金額等の基準	均等割額の軽減割合		
	本則	令和2年度	令和3年度以降
〔令和元年度における8.5割軽減の区分〕 ●33万円以下	7割	7.75割	7割
〔令和元年度における8割軽減の区分〕 ●上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の各種所得なし)など		7割	
●33万円+(28.5万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和2年度の基準	5割	5割	
●33万円+(52万円×当該世帯に属する被保険者の数)以下 ※令和2年度の基準	2割	2割	

す。①年金給付額が年額18万円未満  
②後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金給付額の2分の1を超える③年度途中で後期高齢者医療の資格を取得(75歳になった方、転入した方など)④特別徴収から口座振替に変更—など

保険料の未納がない方は、申し出により納付方法を特別徴収から口座振替に変更できます。

### 被保険者証が新しくなります

現在使用している後期高齢者医療被保険者証(橙色)の有効期限が7月31日で満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。

新しい保険証(水色)は7月中旬に簡易書留で郵送します。有効期限は8月1日～令和4年7月31日です。8月1日を過ぎて保険証が届かない場合や紛失した場合は、同課へ問い合わせてください。

### 減額認定証、限度額適用認定証が新しくなります

現在使用している限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)、限度額適用認定証の有効期限が7月31日で満了となるため、8月1日以降は使用できなくなります。

現在、減額認定証(若草色)か限度額適用認定証(紫色)を持っていて、8月1日以降も対象となる方には新しい認定証を7月末日までに郵送します。

### 均等割額の軽減が見直しになりました

世帯の所得状況に応じて表2のとおり均等割額は軽減されます。本則7割軽減対象の方は、これまでさらに上乗せして軽減(元年度は8.5割、8割)してきましたが、皆さんが安心して医療を受けられるようにするため、段階的に見直しを行っています。



## 国民健康保険

# 「限度額適用(標準負担額減額)認定証」の更新

☎保険年金課 ☎70・5617



高額療養費にかかる「限度額適用(標準負担額減額)認定証」を持ち、8月1日以降も入院などで認定証が必要な方は、更新の手続きが必要です。令和2年度の市民税が引き続き非課税世帯の方で、過去12か月以内の入院日数が90日を超えている場合は、

入院費と併せて食事代も減額できる場合があるので、入院日数の確認ができる領収書も持参してください。

☎7月20日～8月31日に、更新が必要な方の国民健康保険証と現在の認定証を持参し、同課へ直接

## 国民年金保険料 申請で納付免除・猶予

☎保険年金課 ☎70・5618か厚木年金事務所 ☎046・223・7171

国民年金の第1号被保険者で、経済的理由などで保険料を納めることが困難な場合は、申請して承認を受けると免除・猶予されます。承認期間は7月～来年6月の1年間で、毎年申請が必要です。

継続を希望して全額免除か納付猶予を承認された方は、次年度以降は原則として申請不要です。▶☎ 第1号被保険者で次のいずれかに該当する方①本人、配偶者、世帯主(納

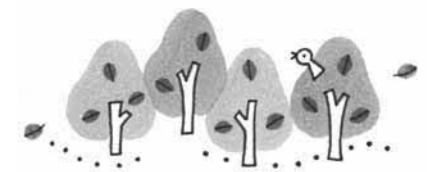
付猶予は本人、配偶者)それぞれの前年所得が定められた基準以内②失業、倒産、廃業が確認できる③障がい者か寡婦で前年所得が125万円以下④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受給⑤特別障害給付金を受給(全額免除対象。毎年要申請)⑥新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少し、保険料免除基準相当になることが見込まれる▶☎▷年金手帳、納付書など基礎年金番号

の分かるもの▷印鑑(本人署名の場合は不要)▷昨年1月1日以降の失業を理由とする方は、雇用保険被保険者離職票か雇用保険受給資格者証▷特別障害給付金を受給している方は、同給付金受給資格者証のコピー▶☎▷〒252-1192市役所保険年金課へ郵送か直接。結果は日本年金機構から承認通知書を送付(一部免除の方には区分に応じた納付書も送付)

## 申告で固定資産税(家屋)が減額に

☎課税課 ☎70・5626

今年中に住宅耐震・バリアフリー・省エネ改修工事や認定長期優良住宅の新築をした方や予定している方は、完了後に必要書類を添付して申告すると、来年度の固定資産税が減額できる場合があります。▶減額率▷①住宅耐震改修工事 1年間2分の1▷②バリアフリー改修工事 1年間3分の1▷③省エネ改修工事 1年間3分の1▷④認定長期優良住宅の新築 5年間か7年間2分の1▶申告期限▷①～③完了後3か月以内▷④来年2月1日まで▶減額措置の併用 ②と③は併用可▶詳細 減額対象条件や提出書類は市ホームページに掲載



## 建物取り壊しは連絡を

☎課税課 ☎70・5626

今年1月2日～12月31日に建物の取り壊しをした方や予定している方は、同課へ連絡してください。

